

## 第376回宮城県議会議案に対する意見について

第376回宮城県議会(令和2年11月定例会)に提案された下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和2年11月19日専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

## 記

- 1 予算議案  
令和2年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
  - (1) 和解及び損害賠償の額の決定について
  - (2) 工事請負契約の締結について(宮城県志津川高等学校屋内運動場等改築工事)
  - (3) 工事請負契約の締結について(南部地区職業教育拠点校(仮称)校舎等新築工事)

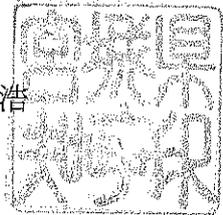
令和2年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 1 7 0 号  
令和2年11月19日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第376回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案  
令和2年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
  - (1) 和解及び損害賠償の額の決定について
  - (2) 工事請負契約の締結について（宮城県志津川高等学校屋内運動場等改築工事）
  - (3) 工事請負契約の締結について（南部地区職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事）



# 第376回宮城県議会（11月定例会）提出予算議案

～令和2年度11月補正予算の概要（教育庁関係分）～

## 1 補正予算の概要

単位：千円

令和元年度	令和2年度			比較	
11月現計予算額[A]	現計予算額[B]	11月補正額[C]	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
167,176,857	176,597,564	<b>261,081</b>	176,858,645	9,681,788	105.8%

## 2 事業の概要

単位：千円

事業概要等	補正額	財源
退職手当算定誤りに係る損害賠償金及び負担金【福利課】 ■退職手当算定誤りに係る時効分の損害賠償金及び仙台市が支出する費用に係る負担金の支出を行うもの。	248,403	一般 248,403
公立高等学校就学支援費（コロナ対応）【高校教育課】 ■新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した、就学支援金対象外の生徒に対して、就学支援金相当額を補助し支援を行うもの。	11,880	国庫 11,880
社会教育管理事業【生涯学習課】 ■各教育事務所が主催する研修会等のオンライン実施に向け、タブレット端末等の機器整備を行うもの。	439	国庫 439
自然の家自然体験等創出事業【生涯学習課】 ■出前講座において各教科と関連した体験学習の創出を図るため、タブレット端末等の機器整備を行うもの。	359	国庫 359
<b>合 計</b>		<b>261,081</b>

【参考】

財源内訳	国庫支出金	繰入金	一般財源	合計
	12,678	0	248,403	261,081

## 3 債務負担行為

課名	債務負担行為名 事業概要	期間	限度額
	<b>蔵王自然の家野外炊飯棟建設工事</b>		
生涯学習課	蔵王自然の家野外炊飯施設改築工事に要する経費 【債務負担が必要な理由】 ・老朽化した野外炊飯施設の改築工事に概ね8か月の期間を要する見込みである。 ・施工場所は積雪の影響で例年12月以降は工事の執行が困難な地域である。 ・令和3年度内事業完了に向け適正な工期を確保するとともに効率的な工事の執行を図るため、今年度中に工事契約締結し、令和3年4月から着工する必要があるため債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	158,000
	<b>美術館常設展展示関連業務委託</b>		
生涯学習課	令和3年度美術館常設展の開催に伴い、展示作業等業務（展示作業及び展示装飾業務）について、年度内に契約を締結し、業務完了後に委託料を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・常設展は年間4期で構成され、各期毎に展示替えを行い開催している。 ・第1期については令和3年4月14日から、開催を予定している。 ・上記のとおり開催するために、今年度中に事前着手を行う必要があるため債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	2,000

債務負担行為名		期間	限度額
課名	事業概要		
<b>美術館企画展開催費負担金</b>			
生涯学習課	令和3年度美術館企画展「足立美術館展」の開催に係る基本契約を年度内に締結し、開催負担金を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・足立美術館展は令和3年4月24日からの開催であるが、開催日の3か月前には開催に係る基本契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	7,000
<b>美術館企画展展示関連業務委託</b>			
生涯学習課	令和3年度美術館企画展「足立美術館展」の開催に伴う展示装飾業務について、年度内に契約を締結し、業務完了後に委託料を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 足立美術館展については、令和3年4月24日から6月6日までの開催予定であり、展示装飾委託業務を設置から撤去まで一体で契約するものであり、上記の期間で開催するためには、令和3年2月中旬に契約を締結し今年度中に業務を実施する必要があるため、債務負担行為の設定が必要である。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	1,000
<b>美術館企画展観覧料徴収事務委託</b>			
生涯学習課	令和3年度美術館企画展「足立美術館展」の観覧券の販売事務について年度内に契約締結し、業務完了後に事務委託手数料を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・企画展においては、販路拡大のため前売券の委託販売を行う予定である。 ・当該企画展については、今年度中から前売券の発売を予定しており、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	2,000
<b>美術館企画展観覧料収入分配金</b>			
生涯学習課	令和3年度美術館企画展「足立美術館展」について、年度内に開催に係る基本契約を締結し、業務完了後に観覧料収入分配金を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・当該企画展の開催に係る基本契約は、年度内に締結することとしている。 ・開催に係る基本契約には、企画展終了後に観覧料収入を分配する内容が含まれていることから、併せて債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	30,000
<b>東北歴史博物館特別展開催費負担金</b>			
文化財課	令和3年度東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」の開催に係る基本契約を年度内に締結し、開催負担金を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・デンマーク・デザイン展は令和3年4月23日からの開催であるが、開催日の3か月前には開催に係る基本契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	4,000
<b>東北歴史博物館特別展広告業務委託</b>			
文化財課	令和3年度東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」に係る広告業務について、年度内に契約締結し、業務完了後に支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・デンマーク・デザイン展は令和3年4月23日からの開催であるが、広告業務は令和3年3月中に契約を締結し広告製作準備を行う必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	3,000
<b>東北歴史博物館特別展展示関連業務委託</b>			
文化財課	令和3年度東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」の開催に伴い展示装飾業務について、年度内に契約を締結し、業務完了後に委託料を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 デンマーク・デザイン展は、令和3年4月23日からの開催予定であり、展示制作業務については制作に1か月程度要し、令和3年3月中に契約を締結し準備を行う必要があるため、債務負担行為の設定が必要である。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	3,000
<b>東北歴史博物館特別展観覧料徴収事務委託</b>			
文化財課	令和3年度東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」の観覧券の販売事務について年度内に契約締結し、業務完了後に事務委託手数料を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・特別展においては、販路拡大のため前売券の委託販売を行う予定である。 ・当該特別展については、今年度中から前売券の発売を予定しており、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	1,000
<b>東北歴史博物館特別展観覧料収入分配金</b>			
文化財課	令和3年度東北歴史博物館特別展「デンマーク・デザイン展」について、年度内に開催に係る基本契約を締結し、業務完了後に観覧料収入分配金を支払うための経費 【債務負担が必要な理由】 ・当該特別展の開催に係る基本契約は、年度内に締結することとしている。 ・開催に係る基本契約には、特別展終了後に観覧料収入を分配する内容が含まれていることから、併せて債務負担行為を設定する必要がある。	R2.12～ R4.3 (2カ年)	23,000

### 第 3 7 6 回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要（教育庁分）

#### 条例外議案

議第 198 号議案から  
議第 240 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの。

所管 福利課

損害発生日：別紙「和解対象者等一覧」のとおり

損害賠償額：別紙「和解対象者等一覧」のとおり

議第 243 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県志津川高等学校屋内運動場等改築工事）

請 負 金 額 550,000,000 円  
契約の相手方 株式会社橋本店  
所管 施設整備課

施工地名 本吉郡南三陸町志津川地内

工事内容 屋内運動場 S 造 2 階建

延床面積 1,613 m<sup>2</sup> 外

工 期 議決の日の翌日～令和 4 年 1 月 3 1 日

議第 244 号議案

工事請負契約の締結について（南部地区職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事）

請 負 金 額 3,959,146,400 円  
契約の相手方 フジタ・八重樫工務店・松浦組建設工事  
共同企業体  
所管 施設整備課

施工地名 柴田郡大河原町字上川原地内

工事内容 校舎棟 R C 造（一部 S R C 造）3 階

延床面積 12,065 m<sup>2</sup>

渡り廊下 1 S 造平家

建築面積 18 m<sup>2</sup>

渡り廊下 2 S 造平家

建築面積 43 m<sup>2</sup> 外

工 期 議決の日の翌日～令和 4 年 1 2 月 2 3 日

(別紙)

和解対象者等一覧(議第198号議案から議第240号議案)

No.	議案番号	名 称	損害発生日 (退職日の翌日+5年)	損害賠償額	和解相手方
1	議第198号	和解及び損害賠償の額の決定について	平成26年8月1日	1,001,220円	高平 吉子
2	議第199号		平成27年4月1日	1,305,779円	坂本 洋子
3	議第200号		平成27年4月1日	1,215,296円	星 晶子
4	議第201号		平成27年4月1日	1,172,022円	佐藤 昭子
5	議第202号		平成27年4月1日	1,019,703円	山内 良子
6	議第203号		平成27年8月21日	1,008,049円	高橋 洋一
7	議第204号		平成28年4月1日	1,429,958円	武林 恵子
8	議第205号		平成28年4月1日	1,302,927円	石崎 哲朗
9	議第206号		平成28年4月1日	1,112,424円	佐藤 広実
10	議第207号		平成28年4月1日	1,179,143円	鈴木 肇子
11	議第208号		平成28年4月1日	1,285,190円	荒 久美子
12	議第209号		平成28年4月1日	1,029,136円	伊藤 ひろ子
13	議第210号		平成28年4月1日	1,143,133円	佐藤 コリ
14	議第211号		平成29年4月1日	1,111,529円	飛川 コリ
15	議第212号		平成29年4月1日	1,161,138円	星 和子
16	議第213号		平成29年4月1日	1,033,591円	館内 正嗣
17	議第214号		平成29年4月1日	1,121,214円	佐藤 やよひ
18	議第215号		平成29年4月1日	1,078,134円	北沢 秀一
19	議第216号		平成29年4月1日	1,621,900円	門間 新
20	議第217号		平成29年4月1日	1,135,048円	安孫子 信子
21	議第218号		平成29年4月1日	1,041,365円	高橋 敦子
22	議第219号		平成29年4月1日	1,408,492円	澁谷 敏子
23	議第220号		平成29年4月1日	1,322,031円	山田 裕子
24	議第221号		平成29年4月1日	1,365,336円	伊藤 和枝
25	議第222号		平成29年4月1日	1,048,115円	安田 扶美子
26	議第223号		平成29年4月1日	1,174,076円	三浦 浩
27	議第224号		平成30年4月1日	1,403,985円	大林 茂
28	議第225号		平成30年4月1日	1,170,743円	松本 邦子
29	議第226号		平成30年4月1日	1,096,021円	伊藤 美彦
30	議第227号		平成30年4月1日	1,482,530円	渋谷 力
31	議第228号		平成30年4月1日	2,008,250円	松本 悦郎
32	議第229号		平成30年4月1日	1,047,630円	穴戸 誠
33	議第230号		平成30年4月1日	1,530,372円	齋藤 美喜子
34	議第231号		平成30年4月1日	1,080,343円	小野寺 鉄子
35	議第232号		平成30年4月1日	1,279,670円	平塚 実千枝
36	議第233号		平成30年4月1日	1,465,027円	三浦 昌彦
37	議第234号		平成30年4月1日	1,005,507円	大高 誠子
38	議第235号		平成30年4月1日	1,002,068円	伊野 雅行
39	議第236号		平成30年4月1日	1,238,501円	真壁 雅子
40	議第237号		平成30年4月1日	1,037,087円	佐々木 美紀
41	議第238号		平成30年4月1日	1,120,961円	鈴木 俊郎
42	議第239号		平成30年4月1日	1,082,669円	佐々木 とよ子
43	議第240号		平成30年10月1日	1,015,348円	早坂 幸一

和解の相手方が複数人いるため、代表受領者を記載している。